

## 第13回 自治基本条例策定分科会まとめ

### 1. 目的

①この条例は、海津市における自治に関する基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

#### ☆意見

- ・「自治の基本的な事項を定め」の「自治」という言葉があまり定義しきれてない。自治と言った場合、住民自治という意味だと思いますが、団体自治だってあるわけで、何を決めようとしているのか、それがはっきりしない。
- ・「自立した自治体にふさわしい」の「自立した」という言葉の意味合い、財政的に自立したという意味なのか、国から自立したという意味なのか、自立するというのは何からの自立なのか、色んな解釈があるので表現方法の問題があった。

#### ○事務局コメント

- ・事務局では、「自治」は団体自治と住民自治（地方自治）の2つを指しています。住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという考え方をいいます。団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという考え方をいいます。
- ・「自立」は地域経済の自立と地域・市民の自立の2つを指しています。地域経済の自立とは、地域が観光産業や農業振興によって国・県から経済的に自立することをいいます。地域・市民の自立とは、そこに住む市民が主体となって地域自治を活性化し、市民と行政による協働のまちづくりを推進していくことをいいます。

### 2. 定義

③市民自治協議会 市民自治協議会とは、**（共同体意識の形成が可能な）**一定の地域において、市民が市民自治を行うため自主的に設立し、市民自治活動の主体が自主的に参加できる組織をいう。

#### ☆意見

- ・市民自治協議会をどのように考えるか、どう捉えるか
- ・目的化の自治協議会にするのか、それとも今の自治会を自治協議会に組み替えるのかいろんな想定が考えられる。それをどういう風に基本条例案に取り込むのか、しばらく協議する必要がある。
- ・自治会も自治協議会に参加する一団体であるという理解で、自治会の上に要求をかぶせたものではないという理解だった。当然併存するという理解でいる。
- ・今自治会は大まかな形での動き、この自治協議会を目的別の協議会という捉え方をするのかしないのか、その辺りも含めてもう少し協議する必要があるだろうと、それを文章に表すにはどうするのか、今の状態を含めて改めて深く検討する必要がある

あるのではないかと思います。

○事務局コメント

・区・自治会の取扱いについては、市民自治協議会に区・自治会も一団体として参加することを想定していますので、区・自治会と市民自治協議会が併存することになります。

### 3. 基本原則

①市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。

☆意見

・今は個人の意見を自治会に出して自治会から上へ上げていく形になっている。  
・個人の意見をそのまま受け入れる場所をどうするのか。例えば市のどこかの窓口がそういう役割をするのか、今は受動的だが能動的に向かっていった場合の文章作りが出来てない。個人の意見をどうするのか問題である。

○事務局コメント

・市民自治協議会には個人も参加できることから、個人の意見についてはまず当該地域の市民自治協議会で協議して頂き、そこで賛同を得られたものを市の担当部局へ提出して頂く形を想定しています。

### 5. 市長の責務

①市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。

☆意見

・このような形でいいと思う。

### 6. 職員の責務

①職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

②職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

③職員は、自らも地域の一員であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。

☆意見

・文章はこれでいいと思う。言葉使いをどうするか、それは実際に出来上がったときに推敲すればいいと思う。

## 7. 議会の基本的な役割

①議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。

②議会は、議員が立法の活動を行えるよう、自立的な組織体制の整備に努めなければならない。

### ☆意見

- ・議員はそれぞれ市民の代表ということで出ているから、議員がダメな場合はそれぞれの応援している市民が次の選挙のときにバツをうつから、現在ここに書いてありますような事務局案でいいと思う。

## 1 1. 市民自治協議会の設立要件

### ☆意見

- ・市民自治協議会の設立要項等は市民自治協議会の捉え方、考え方をしっかりとまとめてからいかないと難しい

### ○事務局コメント

- ・市民自治協議会については改めて協議します。

## 1 2. 市民自治協議会の役割など

①市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に答申することができる。

②市長は、市民自治協議会の答申を尊重するよう努めなければならない。

③一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない。

### ☆意見

- ・「市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ」これでは弱いのではないか。『市長は自治協議会の意見を求めなければならない』にしたらどうか。
- ・「答申を尊重するよう努めなければならない」と「市長に答申することができる。」両方あるが、どちらを優先的に強くアピールするか。
- ・「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」となると、自治協議会が立ちあがると、海西地区や今尾地区、高須地区などが立ち上げた場合、自治会協議会同士のバッティングが出る可能性がある。

### ○事務局コメント

- ・市民自治協議会については改めて協議します。

## 1 3. 市民自治協議会への支援

①市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

## ☆意見

- ・自治会の方にも市から交付金が出ており、自治協議会にも財政支援が出てきた場合には一本化か、どちらかを考えていかないとバッティングする可能性がある。
- ・当然自治協議会を各地域に作っていくとなればかなりのエネルギーがいるから、財政的な支援がいることは当たり前で、つくることができますよという文章だけをうたったところでそのものは立ち上がらないだろう。かなり財政的な支援が必要である。
- ・つくることができるという表現は、ある地域はできるからつくる、ある地域はつukれないかつukらないか、それではダメなので全地域につくるようにしなければならないとするべきではないか。

## ○事務局コメント

- ・市民自治協議会については改めて協議します。
- ・交付金については、自治協議会に一本化していくことを想定しています。